

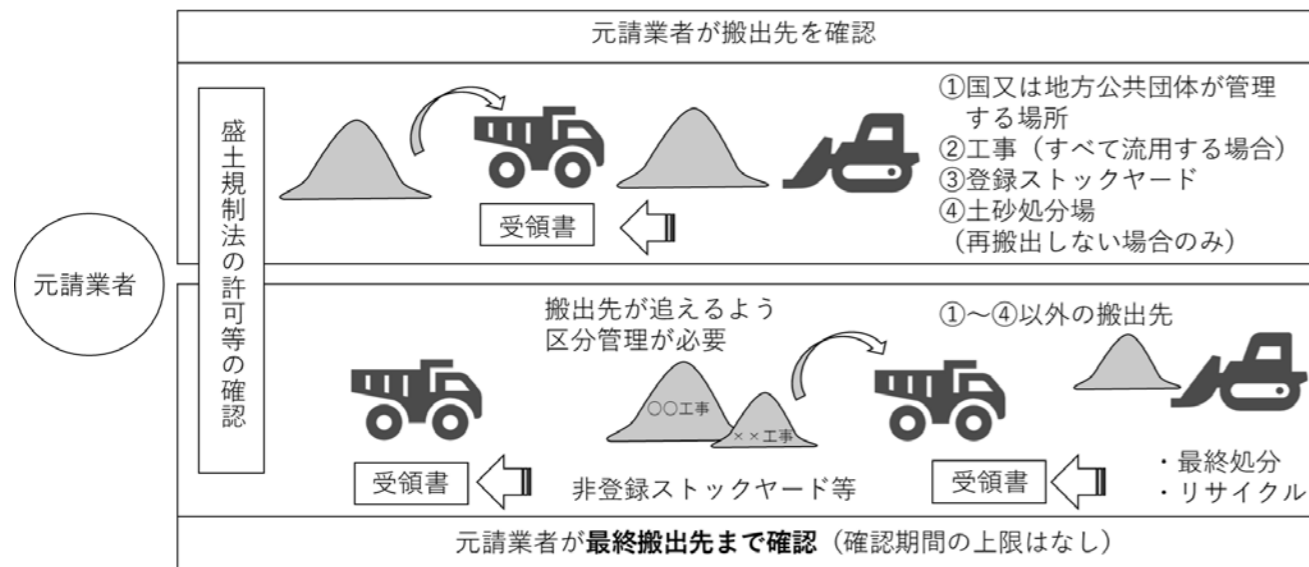
令和6年6月より建設発生土の搬出先の確認が最終搬出先まで義務づけられます

令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を受け、資源有効利用促進法省令が改正されたことにより、令和6年6月からは、建設発生土を500m³以上搬出する工事の場合、工事の元請業者は次のとおり義務が課せられます。

元請業者の義務

- 元請業者は建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、工事中、完了後を問わず、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記載した書面を作成し、保存すること
- さらに他の搬出先へ搬出されたときも同様に、最終搬出先までの確認が必要
- ただし、①～④に搬出された場合は、さらに他の搬出先へ搬出されても最終搬出先までの確認は不要
 - 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
 - 他の建設現場で利用する場合
 - ストックヤード運営事業者登録規定により国に登録されたストックヤード
 - 土砂処分場（盛り土利用等し再搬出しないもの）

最終搬出先までの確認制度



「ストックヤード運営事業者登録制度」とは？

- 営利・非営利の別問わず、ストックヤード、土質改良プラント、自社の資材置き場等が登録可能です。
- 登録された事業者の一覧は、国のHPで公表されます。この一覧は、建設発生土を搬出する方が、搬出先を探す際に活用することも想定しています。
- 元請業者の負担が軽減することから、建設発生土の搬出先として、選ばれやすくなることが期待されます。

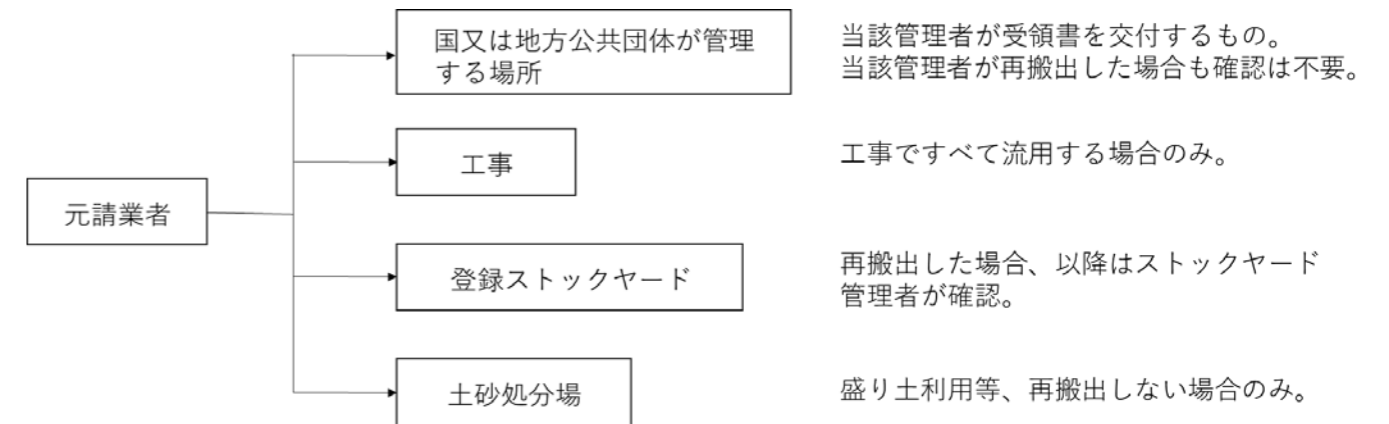
国土交通省HP「建設発生土の搬出先計画制度」

各制度の概要とFAQ、登録ストックヤード運営事業者一覧などが掲載されています。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html

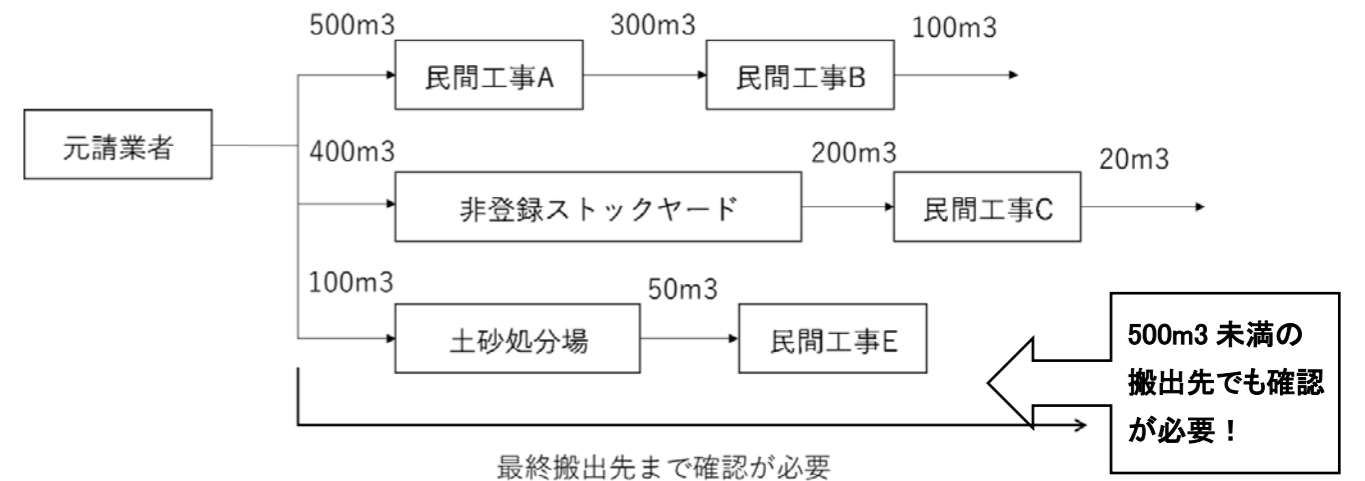


元請業者が最初の搬出先の確認までする必要がある場合



元請業者が最終の搬出先まで確認をする必要がある場合

例) 建設発生土を1,000m³搬出する工事の場合



！注意点！

- 処分が有償無償に限らず、発生土の搬出先が非登録、かつ民有地の場合はすべて「非登録ストックヤード」の扱いとなります
- 工事中に搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、工事中から搬出先の確認と記録を行う必要があります

三重県 県土整備部
技術管理課 技術管理・DX 推進班
TEL:059-224-2918
FAX:059-224-3290